

福島事故関連費と原発コストを「電気の託送料金」に転嫁しないでください！

8.6兆円

6・28交渉で、3.3万の署名を背に 経産省の商法違反を追及しよう！

①福島事故損害賠償費(一般負担金)不足金2.4兆円を「託送料金」へ転嫁するな！

②福島原発廃炉費不足分6兆円を「託送料金高止まり」で電力消費者へ転嫁するな！

③老朽原発廃炉時の廃炉費積立不足金0.24兆円を「託送料金」へ転嫁するな！

送配電事業は電力会社の利益を稼ぐ打出の小槌！

廃炉費不足分も「託送料金」で！

原発廃炉費は東電が出すべき電力消費者に支払わせるな！

東電の破産処理と金融機関の債権放出すべき！

不足分は累進課税で賄え！電力消費者に転嫁するな！



原発のない新電力と契約した電力消費者に払わせるな！

東京電力の「新々・総合特別事業計画」は、福島原発廃炉費6兆円と損害賠償費2.4兆円を「託送料金」(電気の送配電線利用料金)へ転嫁することを前提にしています。新電力へ契約変更した電力消費者も問答無用で払わされます。こんな理不尽な制度を導入しなければ、東電は破産するのです。断じて許せません。

私たち29団体は3月15日、これに反対する署名2万2,906筆を経産省へ第2次提出し、追及しました。署名数は6月15日現在、3万3,002筆に達しています。6月28日には、約1万筆超の追加署名をバックに、これまでの交渉の成果を踏まえ、経産省をさらに追い詰め、**8.6兆円の「託送料金」への転嫁の撤回を迫ります。**

東電に「廃炉費等積立金」の納付義務を課す法律は今国会で成立しました。その原資を生み出すための「託送料金」制度はまだ改変されていません。経産省令改定案はまだできていません。ここに来て、経産省は「2020年実施だからまだ余裕がある」「先の見通しが立たない」とかで躊躇し、省令改定作業が止まっています。これを止めるチャンスは今です。ぜひ、署名提出の経産省交渉へご参加下さい。

経済産業省への署名提出と関連する交渉

日時: 2017年6月28日(水) 14:00~15:00

場所: 参議院議員会館 B109会議室(地下)

(地下鉄丸の内線「国会議事堂駅前」下車歩5分)

参加希望者は事前に久保までご連絡下さい。当日は、参議院議員会館の荷物検査を経て、12時半頃ロビーへ集合し、事前会合(13:00~14:00)からご参加下さい。

原子力規制委員会に対する紹介議員は、社会民主党の福島みずほ参議院議員にお願いしています。

遠方からの交渉参加者に交通費の半額をめどにカンパしたく1口500円で何口でも結構ですのでカンパをお寄せ下さい。

署名集約先: 〒583-0007 藤井寺市林5-8-20-401 久保方 TEL 072-939-5660 dpmzm005@kawachi.zaq.ne.jp

カンパ振込先: 郵便振込口座番号 00940-2-100687 (加入者名: 若狭ネット)



呼びかけ: 若狭連帯行動ネットワーク(事務局)、双葉地方原発反対同盟、原発の危険性を考える宝塚の会、日本消費者連盟関西グループ、関西よつ葉連絡会、安全な食べものネットワーク オルター、サヨナラ原発福井ネットワーク、福井から原発を止める裁判の会、吹夢キャンプ実行委員会、福島の子供たちを守ろう関西、さよなら原発神戸アクション、さよならウラン連絡会、おかとん原発いらん宣言2011、原発ゼロ上牧行動、STOP原子力★関電包囲行動、とめよう原発!!関西ネットワーク、さよなら原発なら県ネット、地球救出アクション97、ヒバク反対キャンペーン、さよなら原発箕面市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、環境フォーラム市民の会(豊中)、科学技術問題研究会、さかいユニオン、大阪自主労働組合、社民党福島県連合、フクシマ原発労働者相談センター、日本消費者連盟、原子力資料情報室

「託送料金への原発コスト転嫁反対」署名の第3次提出に際しての公開質問状

呼びかけ団体:若狭連帯行動ネットワーク(事務局)、双葉地方原発反対同盟、原発の危険性を考える宝塚の会、日本消費者連盟関西グループ、関西よつ葉連絡会、安全な食べものネットワーク オルター、サヨナラ原発福井ネットワーク、福井から原発を止める裁判の会、吹夢キャンプ実行委員会、福島の子供たちを守ろう関西、さよなら原発神戸アクション、さよならウラン連絡会、おかとん原発いらん宣言2011、原発ゼロ上牧行動、STOP原子力★関電包囲行動、とめよう原発!!関西ネットワーク、さよなら原発なら県ネット、地球救出アクション97、ヒバク反対キャンペーン、さよなら原発箕面市民の会、チェルノブイリ・ヒバクシャ救援関西、環境フォーラム市民の会(豊中)、科学技術問題研究会、さかいユニオン、大阪自主労働組合、社民党福島県連合、フクシマ原発労働者相談センター、日本消費者連盟、原子力資料情報室(事務局連絡先:〒591-8005 堺市北区新堀町2丁126-6-105 若狭ネット資料室 長沢啓行)

私たちは、「福島事故関連費と原発コストを『電気の託送料金』に転嫁しないでください」の署名2万2,906筆(累計)を3月15日に貴職へ第2次提出し、経産省担当職員と意見交換しました。資料請求へも4月6日に回答を頂いています。今国会では、「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案」が5月10日に参議院で可決・成立しましたが、これは、東京電力に毎年指定された金額を「廃炉等積立金」として機構へ納付するよう義務づけたものであり、その原資については何も触れられていません。その詳細は今後、経産省令の改定で行われ、その案はパブリックコメントにかけられるはずですが、未だに省令改定案は作成されていません。他方、「福島事故関連費と原発コストを託送料金で回収すること」に反対する声は広がり続けており、その後も上記の反対署名が続々と集まってきております。つきましては、署名を第三次提出したく存じますが、その際に、3月15日の意見交換と4月6日の回答を踏まえ、ここに公開質問状を提出いたしますので、真摯にご回答頂きますようお願い申し上げます。なお、署名提出と意見交換の日時につきましては、6月20日～30日の間で、担当者出席のうえ十分質疑可能な午後1時半～3時とし、経済産業省の方で日をご指定ください。

<質問事項>

1. 損害賠償費一般負担金「過去分」について

(1)損害賠償費一般負担金「過去分」2.4兆円を託送料金で徴収するのは明らかに商法違反ですが、そうでないとする法的根拠の提出を資料請求したところ、4月6日の回答では、次のように記されています。

- 託送料金については、電気事業法上、送配電網の維持・管理にかかる費用などに加え、離島の発電費用を含むユニバーサルサービス料金など、『全ての消費者が広く公平に負担すべき費用』を含めることができる制度となっております。
- 今回の議論は、あくまで今後の託送料金の原価にどのような費用の算入を認めるかというものであり、何らか商法上の問題が生じるとは考えておりません。

しかし、これは回答になっていません。

第1に、電気料金が総括原価方式で決められていた時代には、「一般負担金」は確かに電気料金のコストとして計上されていましたが、電力小売全面自由化後に「一般負担金」を「託送料金」に含める議論は行われておらず、今回の「一般負担金『過去分』の託送料金への算入」における議論でも「過去分」以外の一般負担金を「託送料金」に算入させるとい

う議論は行われていません。そこで、質問します。

(1a)なぜ、一般負担金「過去分」は「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」に該当し、一般負担金そのものはそれに該当しないのですか？それとも、「いずれも該当するが、今回は『過去分』だけを算入して、2020年以降の適当な時期に『過去分』の文字を消し去って、一般負担金をすべて『託送料金』へ算入しようと考えている」ではありませんか？

(1b)一般負担金「過去分」が「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」だとの主張は、一般負担金「過去分」が商法違反でない場合にのみ成り立つ議論です。4月6日の回答では「何らか商法上の問題が生じるとは考えておりません。」という結論しか記されておらず、そのように考える法的根拠は全く示されておりません。すでに完了した商取引の不足料金を、商取引の際にその可能性について明示し、購買者から了解を得ていなかったにもかかわらず、後日、何年も経って忘れた頃に、それを一方的に請求し、徴収する行為は詐欺的行為だと言えます。そうではないと主張されるのであれば、そのように主張できるという法的根拠を示して下さい。

(2)一般負担金「過去分」の東京電力と大手電力の

割り振りを資料請求したところ、4月6日の回答では、次のように記されています。

○御指摘の過去分については、電力システム改革貫徹のための政策小委員会中間とりまとめに示されているとおり、1966年度～2010年度までの累積設備容量を基に算出しております。

○その結果、2.4兆円から0.24兆円を除いた部分について、東京電力分は約0.8兆円、その他大手電力分は約1.4兆円となります。

一般負担金「過去分」は「託送料金」を通して自動的に消費者から徴収されるため、東京電力や大手電力は特段の経営努力なくして徴収できることになり、東京電力や大手電力が努力して納付するものではなくります。その結果、第6回東京電力改革・1F問題委員会(2016.12.9)参考資料の東京電力の賠償額は「2.7兆円→3.9兆円」と大幅増になっているところ、実際には「2.7兆円→3.1兆円」と微増に留まり、大手電力は「2.7兆円→3.7兆円」と大幅増になっているところ、実際には「2.7兆円→2.3兆円」へ減額されます。他方では、新電力から新たに0.24兆円が徴収されることになっています。「過去分」の「託送料金」からの徴収は、このように東京電力や大手電力に極めて有利であり、新電力に不利な施策になっていると私たちは考えますが、いかがですか。

また、今回の回答によれば、東京電力約0.8兆円、大手電力約1.4兆円、新電力約0.24兆円になります。「託送料金」でこれらを徴収する際には、2020年以降の実際の電力販売量に応じて回収されることとなりますが、第6回東京電力改革・1F問題委員会(2016.12.9)参考資料に記された「0.07円/kWh」で一律に適用すると、それぞれの割当額を回収するのに要する年数は、東京電力管内および関西電力管内でシェアの伸びる新電力では40年より早く、シェアの下がる東京電力や関西電力等では40年以上になると推定されます。また、送配電事業が再編・統合された場合には、上記の割当ては意味をなさなくなり、結果として、シェアの伸びる新電力への割当てがより多くなると予想され、新電力により大きな負担になると私たちは危惧しますが、いかがですか。

上記の割当分を確実に回収するためには、一律に「0.07円/kWh」とはしない回収法も必要になりますが、どのような回収法を考えているのですか。実際の回収が計画通りになっていることは、どこでチェックされ、どのように公表される予定ですか。

2. 福島原発廃炉費について

(1)3月15日の意見交換では、託送料金の高止まりで福島原発廃炉費不足分6兆円を捻出する件について次のように回答しています。

同じ料金水準を維持する限りにおいて、利益がさらに出てきたというときであれば、廃炉に使うということも認めてあげるとい形に、今回例外的にそういうことをしようかということですね。これは趣旨からすれば、東電にちゃんと費用を出させると、東電というのは東京電力グループという形になりますけども、出させるといことを追求したものですので、東京電力に費用を出させるとい観点でこういった措置をとろうとしています。

東京電力の小売り自体、東京電力の管内であればみな同じ料金でやっていくということになります。小売りの規制料金がなくなる中で、電力の自由化を進める上で避けがたい費用、…必要な費用をどういうふうにしていくのかというときに、全員で払うべきという形にすれば託送料金に乗っけていかないといけないということも当然にあり得るわけですが、託送料金ができたとき、20年近く前の話ですけども、そういったときから、そういった議論はあって、当時の審議会でも、どうしても必要な費用があれば、託送料金に乗っけていくということは避けられないんじゃないかということだったかと思っています。

確かに、東電管内で「託送料金」を高止まりにすれば東電に超過利潤が生まれますが、それは東電が福島原発廃炉費を捻出するために、「託送料金」という独占価格を高止まりに設定することと同義であり、東電の代わりに経産大臣が独占価格の設定を行うだけの違いです。このような不当な独占価格の設定が行われないように「託送料金」の総括原価方式による認可制度が残されているのではありませんか。にもかかわらず、それを逆用し、経産大臣が託送料金の引き下げ基準を他電力管内とは異なる特別なものに変更することは、東電の代わりに独占価格を設定することに他ならないと私たちは考えますが、いかがですか。

また、「東京電力に費用を出させるとい観点」は「(東電管内の)全員で払うべき」とい根拠にはならず、むしろ、「託送料金」へのコスト算入は東京電力と契約する電力消費者に限るべきだということになります。つまり、「全員で払うべきという形にすれば託

送料金に乗っけていかないといけない」という前提が成り立たないこととなります。そうである以上、新電力と契約した電力消費者については、「託送料金」を高止まりにせず、他電力と同様に託送料金を引き下げて超過利潤を消費者へ還元すべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(2)東京電力の「新々・総合特別事業計画(第三次計画)」が5月18日に認定されましたが、その骨子には、「主として送配電事業や原子力事業において賠償・廃炉の資金を確保する」と冒頭に明記されており、現行の一般負担金・特別負担金・廃炉費の計3,000億円程度から2026年までの10年平均で2,000億円程度積み増しして5,000億円にする計画ですが、これとは別に1,600億円～2,150億円の利益積み増しが想定されています。後者は柏崎刈羽原発再稼働を念頭に置き、東電HD(東京電力ホールディングス)、東電FP(東京電力フェル&パワー)、東電EP(東京電力エナジーパートナー)の3者で賄い、前者は主として東電PG(東京電力パワーグリッド)が賄うしかありません。すると、廃炉費不足分6兆円を30年間で積立てるには毎年2,000億円、東電管内の電力需要3,000億kWh弱では0.7円/kWh程度の超過利潤が必要であり、これは託送料金(低圧・高圧・超高压の平均約5.1円/kWh)の14%程度に相当します。これは託送料金引き下げ基準の5%をかなり超える水準であり、託送料金をかなり高いレベルに高止まりにすることになったり、送配電網に不可欠な更新・整備が先送りにされて送電線事故が頻発する事態になったり、託送料金の値上げが避けられなくなると私たちは考えますが、いかがですか。

東電管内の送配電網更新計画が「廃炉等積立金」のための超過利潤獲得によって阻害されないことは、どこで(電力・ガス取引監視等委員会で?)チェックされるのですか。また、託送料金高止まりの水準は経産大臣が決める前にどこで審議され、その事前・事後の妥当性はどこでチェックされるのですか。

(3)福島原発廃炉費不足分6兆円は技術的手段が不明なまま見積もったデブリ取出・輸送費に限られ、最終処分費やそれまでの貯蔵管理費は含まれていません。取出可能かどうか不明であり、廃炉費は際限なく膨れあがる可能性があります。日本経済研究センターは、福島第一原発1～3号から出る廃棄物はすべて放射性だとしてその処理処分費に約11兆円、トリチウム汚染水処分に約20兆円、除染に伴

う汚染土の最終処分に約30兆円、計約61兆円と見積もっています。今夏に福島第一原発廃炉工法が決められる予定ですが、それに基づいて廃炉費を見積もり直す予定はあるのですか。

また、トリチウム汚染水や汚染土さらにはデブリを含めた廃炉に伴う放射性廃棄物の最終処分費をいくらかと見積もっているのですか。これらの費用は、東京電力が経営努力で賄うべきですが、「託送料金」を高止まりにし続けることですべてを賄おうとしているのではないのですか。

3. 廃炉に関する会計制度について

(1)廃炉会計制度に関する原発コストは、原発を持たない新電力と契約する電力消費者には全く関係のないコストであり、明らかに「全ての消費者が広く公平に負担すべき費用」には該当しません。たとえ、有識者会議でそのように了解されたとしても、法律として国会で承認されない限り、託送料金のコストには算入できないはずです。託送料金のコスト概念に適合しない、このようなコストを託送料金のコストに算入できるという法的根拠を示して下さい。それが示されない以上、新電力と契約した電力消費者に対しては、廃炉会計制度に関する原発コストを「託送料金」に算入するのをやめるべきだと私たちは考えますが、いかがですか。

(2)3月15日意見交換で、経産省は次のように回答しています。

原子力事業者と契約した電力消費者に限って回収すればいいのではないかというご指摘もあるので、すけれども、そもそも制度的にそういうことができるのかということもあるのだらうと思えますし、会計の専門家の先生方からご指示があるのは、それではこの制度の前提としてある着実な回収手段としては評価されないというご見解はお示し頂いております。消費者を限定して回収する仕組みというのは、なかなか難しいのかなと考えております。

関西電力は、新電力に廃炉会計コストを転嫁する一方、原発再稼働後に自社電気料金を値下げすると発表しており、理不尽です。新電力には廃炉会計コストを請求しないようにすることが、なぜ、制度的にできないのか、理由を説明して下さい。また、新電力に請求しないという方法が、なぜ、「着実な回収手段として評価されない」のか、その理由を説明して下さい。以上